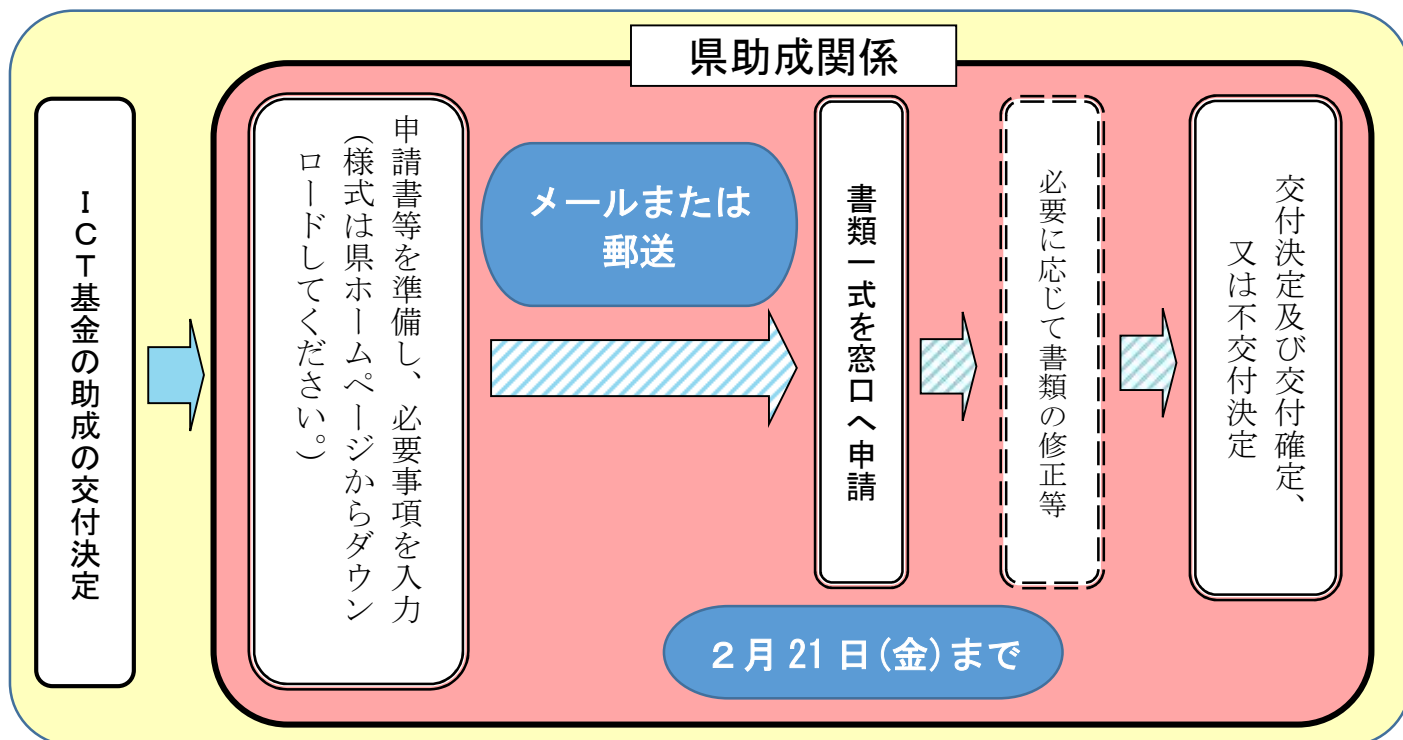


電子処方箋導入促進事業費助成への申請



◎申請に必要な書類

- ・補助金交付要綱で定める様式第1号と別紙1～3【県のHPからダウンロードできます。】
 - ・社会保険診療報酬支払基金が交付する交付決定通知（写し）
 - ・電子処方箋管理サービス導入に関する領収書（写し）
 - ・領収書内訳書（写し）
 - ・振込先金融機関の口座が確認できる通帳（写し）等
- 国へ提出したものと同一のもの

◎申請期間

令和6年12月2日（月）から令和7年2月21日（金）まで

（郵送の場合、消印有効です。メールについては21日必着でお願いします。なお、申請期限の2月21日（金）付近は混雑しますので、早めの申請に御協力ください。）

◎申請方法

メール若しくは郵送

◎申請先・相談窓口

電子処方箋導入促進事業申請受付窓口、メールアドレス、郵送先の住所、電話番号は、11月15日（金）までに県のHPで公表

◎その他（県のホームページ：電子処方箋導入促進事業費助成について）

補助金交付要綱、申請様式、記載例等を掲載しています。

URL：

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/eiseiyakuji/yakuji/1066826.html>

